

大分市消防局応急手当普及啓発資器材貸出要領

第1条（目的）

この要領は、市民が応急手当を自主的に学習する際、または応急手当普及員が応急手当講習を開催する際に必要となる応急手当普及啓発資器材（以下、「資器材という」）を貸出することにより、応急手当の普及啓発を図り、市民の救命率向上に資することを目的とする。

第2条（貸出対象）

資器材の貸出対象者は、次の各号に掲げる団体または個人とする。

- 1 市内に所在する自治会（自主防災組織を含む）、学校、事業所等の団体
- 2 消防局長が認定する応急手当普及員
- 3 消防署長または救急救命課長が認める個人または団体

第3条（貸出資器材）

貸出の対象となる資器材は、次に掲げるものとする。

- 1 心肺蘇生法訓練用人形（成人・小児・乳児）
- 2 AEDトレーナー
- 3 簡易型心肺蘇生トレーナー
- 4 応急手当講習DVD

第4条（貸出条件）

- 1 資器材の貸出は無償とする。ただし、破損や紛失があった場合は原則、実費を負担するものとする。
- 2 貸出期間は原則として5日以内とする
- 3 資器材の使用目的は市民が応急手当に関する自己学習を行う場合、または第2条第2号に定める応急手当普及員が講習を開催する場合に限るものとする。
- 4 営利目的の講習会またはイベントでの使用を行わないこと。

第5条（申請手続き）

- 1 資器材の貸出を希望する者は、「応急手当普及啓発資器材借用申請書」（様式第1号）を借用する消防署または救急救命課へ提出しなければならない。
- 2 消防署長または救急救命課長は申請内容を確認し、貸出の可否を決定する。

第6条（貸出及び返却）

- 1 貸出は消防署または救急救命課において行う。
- 2 返却時には資器材の点検を行い、破損や紛失がないことを確認する。

第7条（遵守事項）

貸出を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 大分市内での使用に限ること。
- 2 使用後は清潔を保持し、元の状態に整えて返却すること。
- 3 破損や紛失があった場合は原則、修理若しくは実費弁償を行うこと。
- 4 資器材の転貸は行わないこと。
- 5 その他消防署長または救急救命課長の指示に従うこと。

附則

この要領は、令和7年10月10日から施行する。